

エネルギー関連施策の 推進に係る連携協定書

堺市

大阪トヨタ自動車株式会社

大阪トヨペット株式会社

トヨタカローラ南海株式会社

ネッツトヨタ南海株式会社

トヨタホーム近畿株式会社

トヨタモビリティパーツ株式会社大阪支社

エネルギー関連施策の推進に係る連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と在堺トヨタ各社（以下「乙」という。）とは、市域における移動の脱炭素化や水素社会の実現に向けたエネルギー関連施策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な相互連携によって、ゼロエミッション車（以下「ZEV」という。）を中心とした電動車の普及や水素エネルギーの利活用に向けた取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現をめざした環境先進都市の構築を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）ZEVを中心とした電動車の普及に関する事項
- （2）水素エネルギーの利活用に関する事項
- （3）その他この協定の目的に沿う事項

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、協定の有効期間の満了の日の2ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がないときは、この協定はその有効期間の満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の2ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく取組により知り得た個人情報等の機密情報を、相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。尚、この協定の効力が失われた後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、
甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年1月7日

甲：堺市堺区南瓦町3番1号
堺市長 永藤 英機

乙：大阪市福島区福島5丁目17番2号
大阪トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 小西 俊一

大阪市西区立売堀3丁目1番1号
大阪トヨペット株式会社
代表取締役社長 横山 昭一郎

堺市西区浜寺諏訪森町西1丁7番地
トヨタカローラ南海株式会社
代表取締役社長 久保 尚平

堺市西区浜寺諏訪森町西1丁24番地
ネットトヨタ南海株式会社
代表取締役社長 久保 尚平

大阪市西区立売堀3丁目1番14号
トヨタホーム近畿株式会社
代表取締役社長 近藤 浩司

寝屋川市仁和寺本町3丁目1番1号
トヨタモビリティパーツ株式会社大阪支社
支社長 木村 俊一